

三浦市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の基本方針

1 提案の根拠・理由

- (1) 令和6年6月に公布された「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」（令和6年法律第47号）により児童福祉法が改正され、乳児等通園支援事業（通称「こども誰でも通園制度」）が創設された。
- (2) 同制度は、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化することを目的に、保育所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満のこどもが、月10時間を上限とし、就労要件等を問わず保育所等を利用できる制度であり、令和8年4月1日より新たな給付制度として、全国的に開始される。
- (3) 事業者に対して公的給付を行うには、市町村が当該事業について確認を行う必要があり、確認に際しては、子ども・子育て支援法（昭和24年法律第65号）第54条の3において準用する同法第46条第2項に基づき、「特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準」（令和7年内閣府令第95号。以下「府令」という。）に従い、又は参酌して（※1）定める基準により判断することとなるが、この基準は条例として定める必要があることから、本条例を制定するものである。
- (4) なお、府令に定める基準のうち、総則的な部分については基準のとおりの内容を条例上明文化し、それ以外の部分については、府令に定める基準を包括的に引用する条項を設けるものとした。

※1 府令では、「従うべき基準」と「参酌すべき基準」が定められている。「従うべき基準」とは、従わなければならない法令の基準であり、異なる内容を定めることはできないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることができる。「参酌すべき基準」とは、十分に参照した上で判断しなければならない法令で定める基準であり、十分に参照した結果であれば、地域の実情に応じて異なる内容を条例に定めることができる。

2 条例の内容

(1) 趣旨【第1条】

本条例の制定根拠及び制定基準について定める。

(2) 定義【第2条】

条例において使用する用語は、子ども・子育て支援法及び府令において使用する用語の例によるものとする。

(3) 特定乳児等通園支援事業者の一般原則【第3条】

府令第2条で定める一般原則について、総則的規定として本条例においても定めるものとする。

(4) その他基準【第4条】

特定乳児等通園支援事業の運営に関するその他の基準は、府令に定める基準のとおりとする。

(5) 委任【第5条】

条例の施行に関し必要な事項は、別に定めることとする。

3 条例整備に当たり参酌し、又は従うべき国の基準（府令）の主な内容

項目	条項	内容
利用定員	第3条	1時間あたりの利用定員と1月あたりの利用定員を定める。
面談の実施	第4条	こどもの心身の状況や養育環境を把握するための保護者との面談を行う。
正当な理由のないサービス提供拒否の禁止	第5条	保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。
<u>特定教育・保育施設との連携</u>	第10条	特定教育・保育施設との円滑な接続に資するよう、子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設との密接な連携に努めなければならない。
料金支払い	第12条	サービスの費用に関する支払いの規定、及び追加的な費用を保護者が負担する際の条件を定める。
<u>勤務体制の確保等</u>	第20条	適切な支援を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定める。
虐待等の禁止	第24条	虐待（暴行、わいせつ行為、放置等）の他、子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
事故発生の防止と発生時の対応	第30条	事故の発生又はその再発を防止するため、適切な措置を講じる。

※下線のある項目は参酌すべき基準。その他は従うべき基準。

4 施行期日

公布の日とする。